

全員協議会資料
令和4年 月 日

市職員の定年引上げについて

市職員の定年引上げについて（施行予定：令和5年4月1日）

1. 国・都・他市の状況

- (1) 国（総務省）
国で定年引上げに係る「地方公務員法の一部を改正する法律」が成立（令和3年6月）
- (2) 東京都
東京都で定年引上げに係る改正条例等が議決（令和4年6月）
- (3) 他市（条例改正の時期）
都内26市では令和4年9月議会または12月議会に関連する条例の改正を予定

2. 定年引上げの基本的考え方

令和3年6月に国家公務員法及び地方公務員法が改正され、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、国家公務員及び地方公務員の定年は令和5年度以降、段階的に65歳まで引き上げられることとなった。

市においても、こうした法改正の趣旨を踏まえ、国及び東京都と同様、職員の定年を段階的に65歳に引き上げるため、関連する条例等の整備を図る。

3. 今後の予定

- (1) 東大和市議会議員全員協議会で説明（令和4年9月）
- (2) 東大和市職員組合へ協議（令和4年9月～）
- (3) 令和4年第4回東大和市議会定例会に関連する条例の改正案を提案（令和4年11月）
- (4) 職員へ情報提供・意思確認（令和5年度60歳到達者）（令和5年1月～）
- (5) 新定年制度施行（令和5年4月）

4. 定年引上げ（制度）の骨子

- (1) 定年の段階的引上げ
現行で60歳とする職員の定年を令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、65歳とする。

	現行	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

- (2) 役職定年制の導入
組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）を導入する。
- (3) 再任用制度の見直し
定年前の60歳以降の職員が一旦退職した上で短時間勤務に移行する「定年前再任用短時間勤務制」を導入する。また、定年の段階的引上げ期間において、65歳まで再任用できるように、現行再任用制度と同様の仕組みである「暫定再任用制度」を導入する。定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の勤務条件等は、現行再任用職員と同様とする。
- (4) 給与制度
60歳以降の職員の給与は、当分の間、60歳時点の7割の水準に設定する。
給料月額は、当分の間、60歳に達した日後における最初の4月1日以後、その者の受ける号給の給料月額の7割水準とする。
また、諸手当（地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、管理職員特別勤務手当）の額は、60歳前の7割水準に設定する（ただし、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当及び宿日直手当は、60歳前と同額を支給）。
- (5) 退職手当制度
退職手当制度は、本市では東京都市町村退職手当組合に加入しているため、組合の制度改正に基づくことになる。退職手当組合では、定年引上げに伴い60歳以降の期間の給与が減額される職員に対し、退職手当の基本額の算定に係る特例（ピーク時特例）を適用する措置等を検討している。
- (6) 情報提供・意思確認制度の新設
当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に、自己申告等の機会を通じて、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するとともに、職員の60歳以後の勤務意思を確認する。